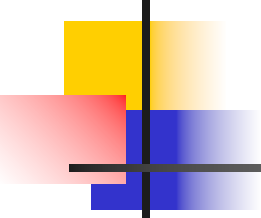


令和元年度第1回 箕面市国民健康保険運営協議会

令和元年8月30日

箕面市 市民部 国民健康保険室
債権管理機構



内容

I. 平成30年度 国民健康保険事業の状況

- 1.平成30年度決算
 - 2.当初予算からの主な増減
 - 3.本市の累積赤字の解消
- 参考資料
- ①1人当たり医療費の推移
 - ②階層別被保険者数の推移
 - ③医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移
 - ④ジェネリック医薬品の利用促進
 - ⑤府内市町村国保のジェネリック医薬品利用状況

II. 収納状況

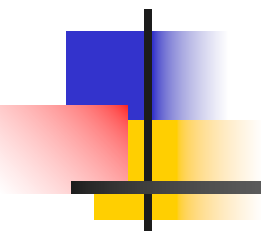
- 1.収納状況の推移①（現年度分）
- 2.収納状況の推移②（過去からの累積滞納分）
- 3.滞納処分の状況
- 4.執行停止の状況

III. 令和元年度 国民健康保険料の状況

- 1.令和元年度のモデル世帯保険料
- 2.令和元年度の近隣市モデル世帯保険料

IV. その他

オンライン資格確認等システムの導入について



I. 平成30年度 国民健康保険事業の状況

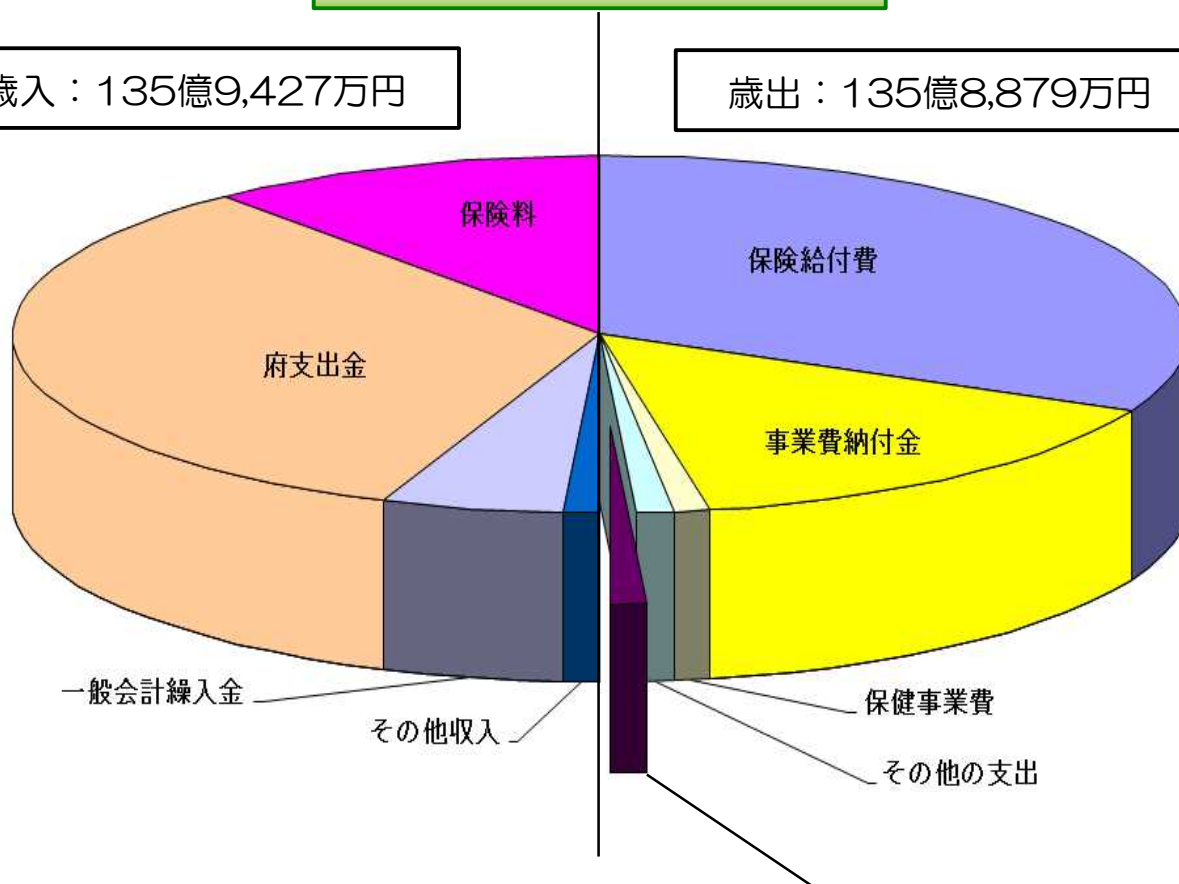
1.平成30年度決算

平成30年度の単年度決算は548万円の黒字となり、収支が均衡した結果となりました。
 (累積赤字解消分の一般会計からの繰入金4億円を除く)

平成30年度単年度収支

歳入：135億9,427万円

歳出：135億8,879万円



【歳入】

	金額
保 険 料	32億 636万円
府 支 出 金	91億9,742万円
一般会計繰入金	11億4,488万円
そ の 他 収 入	4,561万円
計	135億9,427万円

【歳出】

	金額
保 険 給 付 費	89億2,065万円
事 業 費 納 付 金	42億2,209万円
保 健 事 業 費	1億1,295万円
そ の 他 の 支 出	3億3,310万円
計	135億8,879万円

【歳入歳出差引】

	金額
歳 入 歳 出 差 引	548万円

2.当初予算からの主な増減

平成30年度当初予算からの主な増減は、保険者努力支援制度の創設によるインセンティブ交付金などによる収入の増加や、被保険者数減少による保険料収入の減少などです。

【主なプラス（黒字）要因】（当初見込み比）

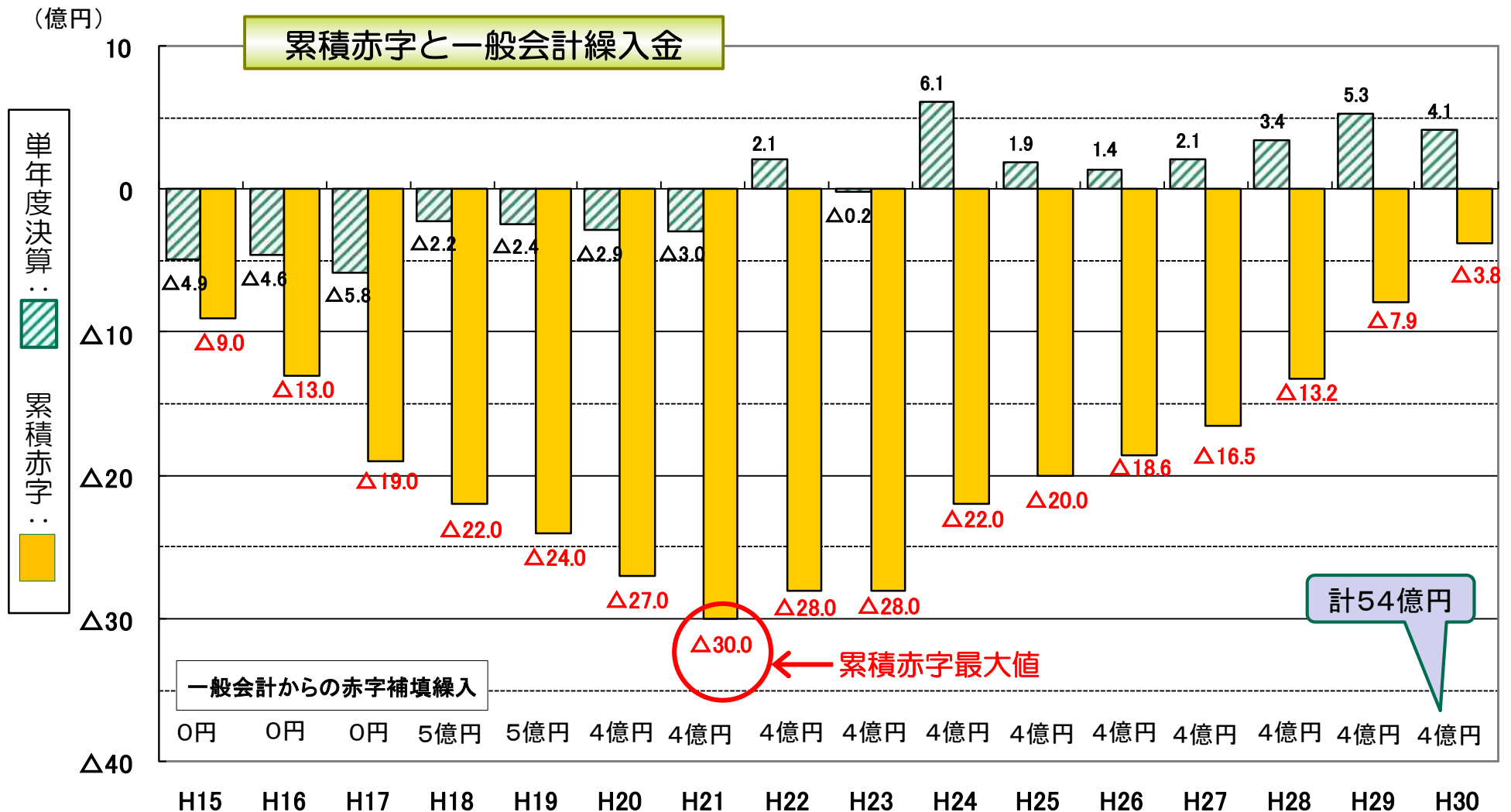
医療費抑制努力へのインセンティブ交付金の増	1.2億円
収納率向上による保険料収入の増	0.3億円
その他収入（延滞金、返納金）の増	0.4億円
計	1.9億円

【主なマイナス（赤字）要因】（当初見込み比）

被保険者数減少による保険料収入の減	△0.5億円
国庫負担金の前年度償還金	△1.4億円
計	△1.9億円

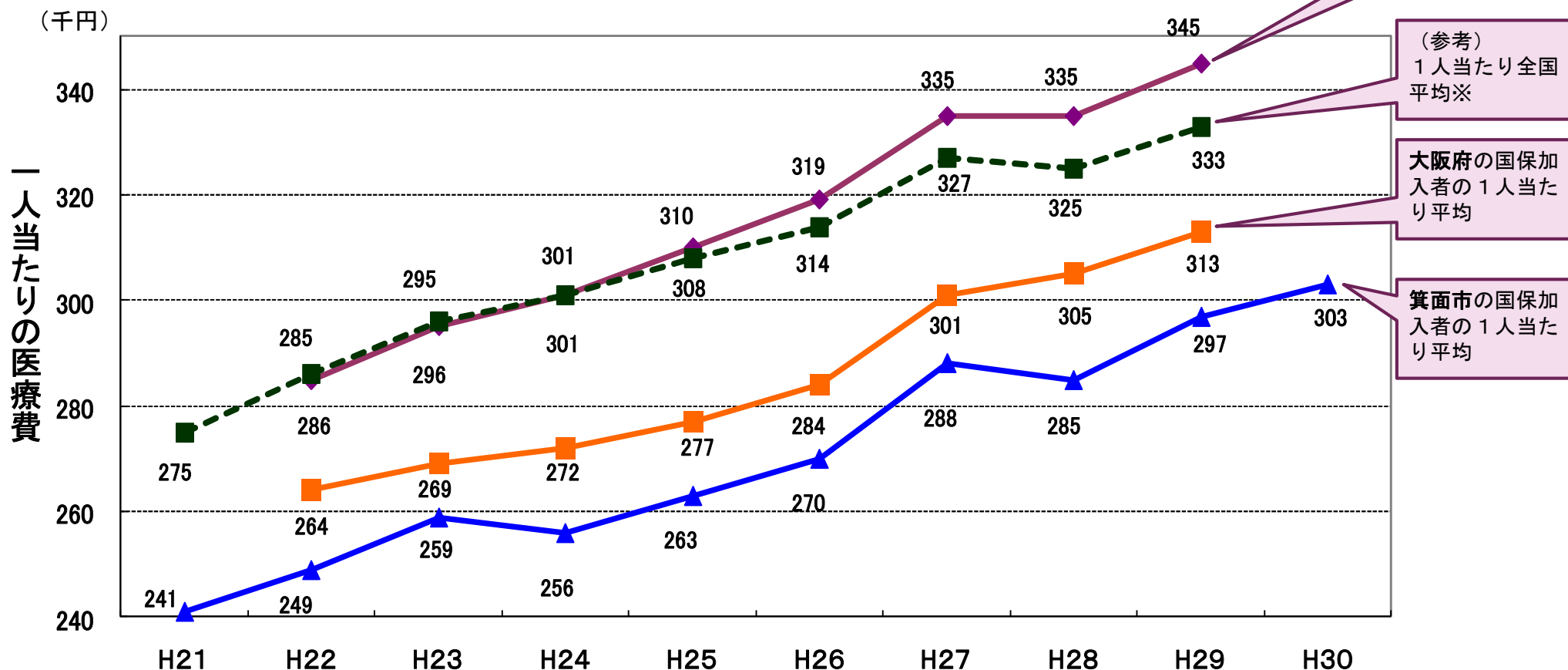
3.本市の累積赤字の解消

平成30年度は、累積赤字解消分として一般会計から4億円を繰り入れ、単年度黒字548万円と合わせて、累積赤字は3億7,635万円まで減少しています。



参考資料① 1人当たり医療費の推移

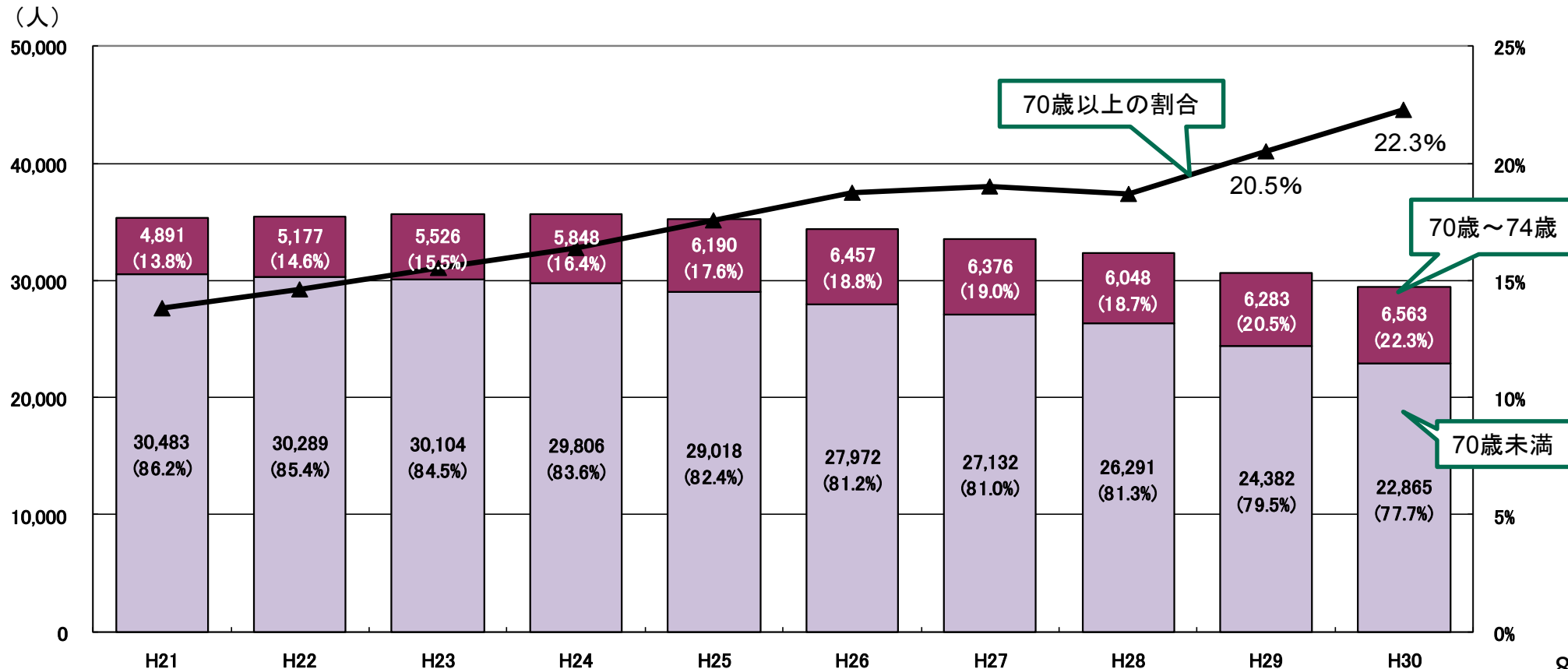
国の医療費と同様、箕面市においても、1人当たりの医療費は増加しています。



参考資料② 階層別被保険者数の推移

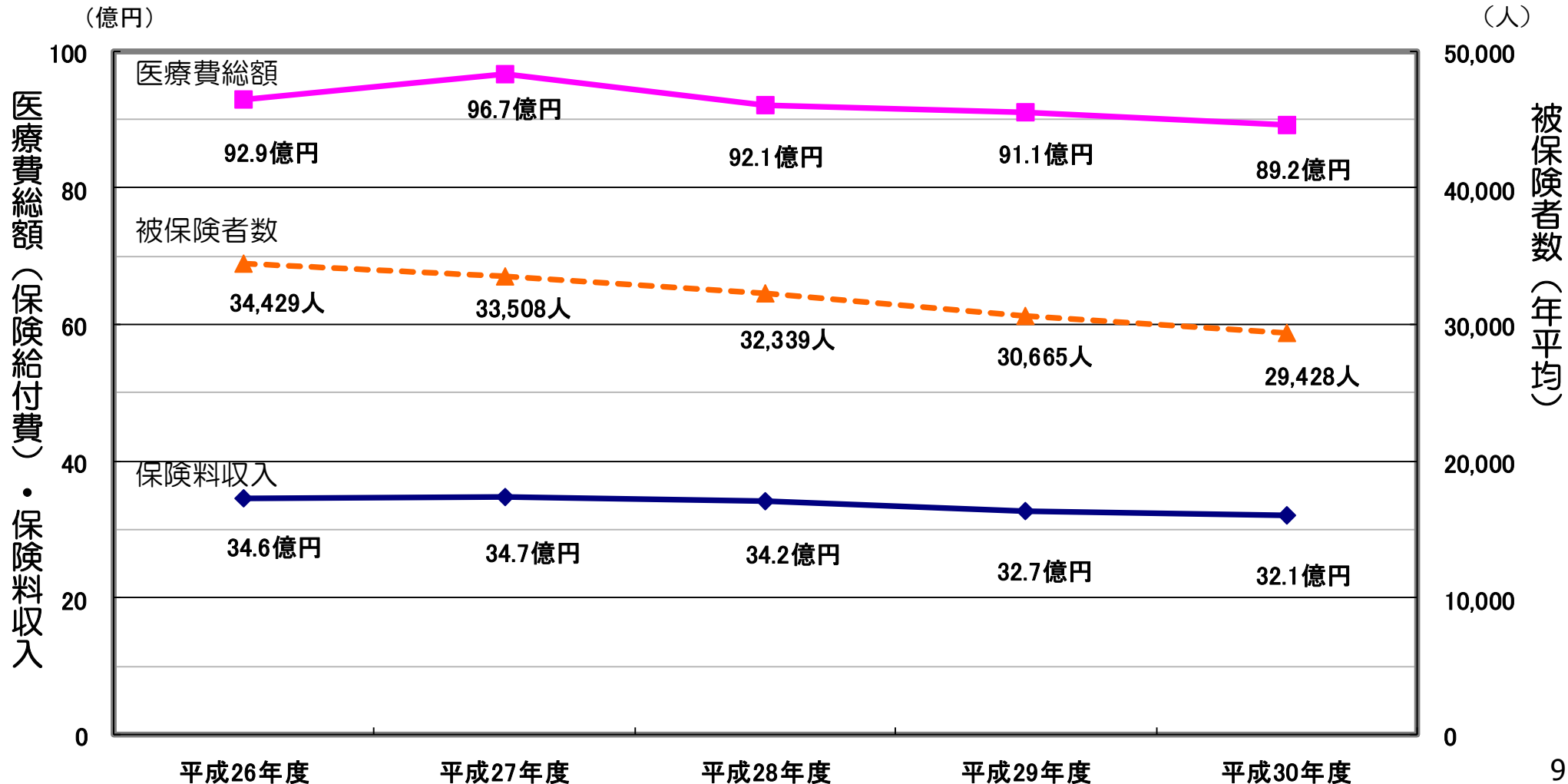
- ・国保から後期高齢者医療への移行や、短時間労働者の社会保険適用範囲の拡大（※）による国保から社会保険への移行が増加し、被保険者数は減少が続いています。
- ・被保険者数は減少している一方で、医療費単価の高い70歳以上の割合は増加傾向で、平成29年度から20%を超えています。

※H28.10から一定条件を満たす事業所では、短時間労働者は週20時間以上で社保加入が可能となったもの（以前は30時間）



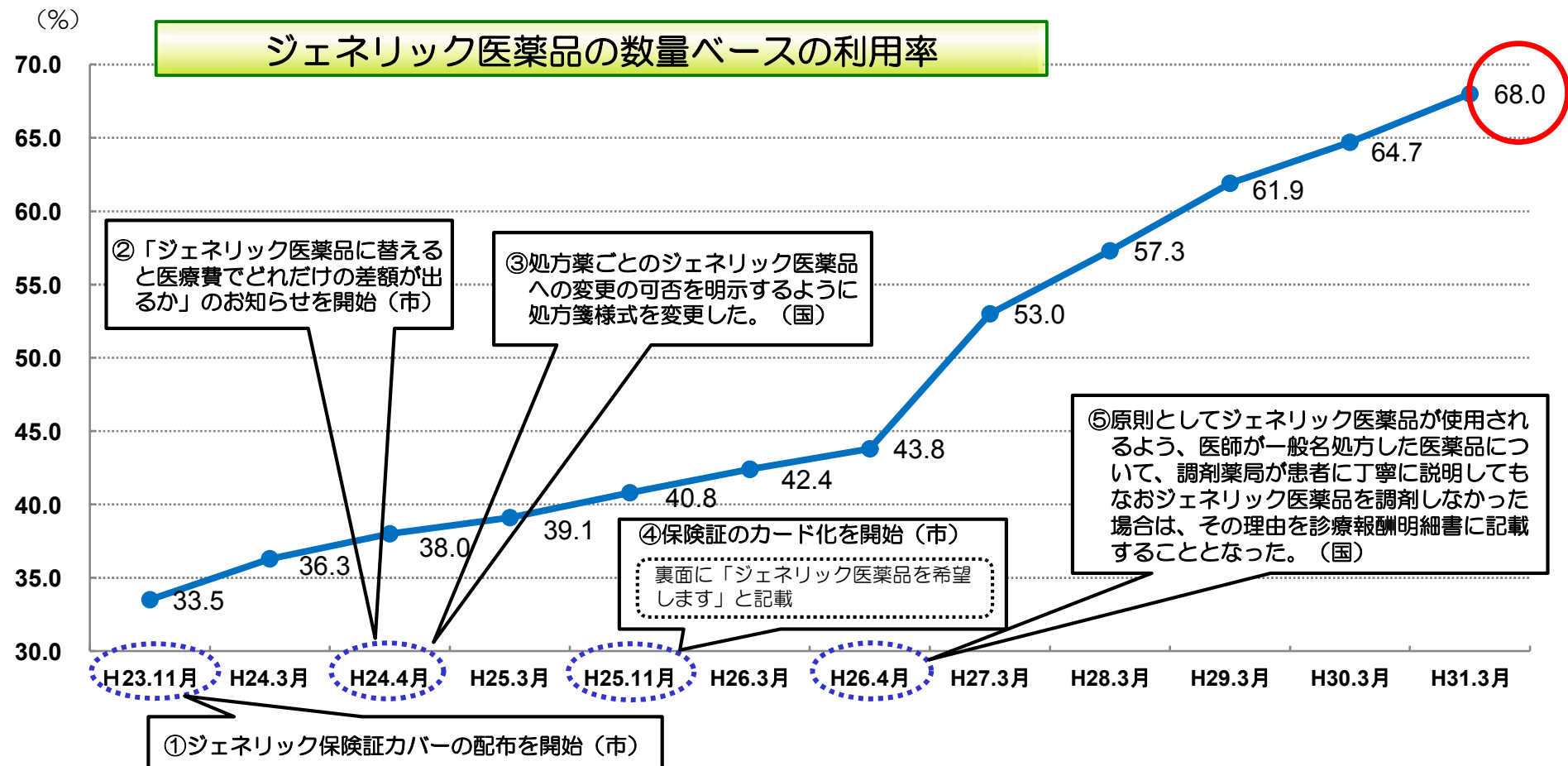
参考資料③ 医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移

- ・平成30年度決算では、被保険者数の減により、医療費総額、保険料収入ともに減少しています。
- ・しかしながら、p.7で見たように1人当たりの医療費は増加しているため、被保険者数の前年比4%減に対し、医療費総額の減少幅は2%減にとどまっています。



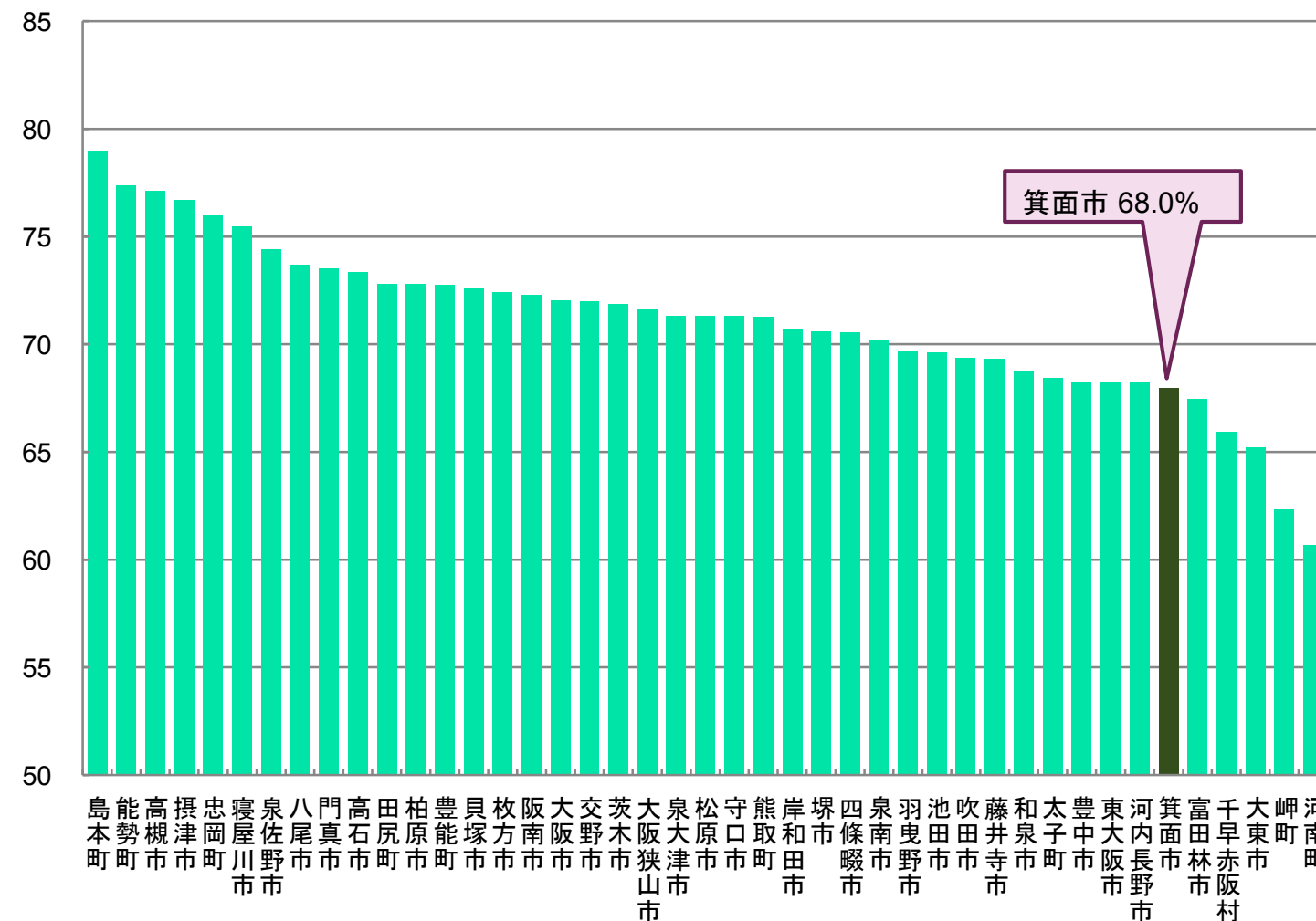
参考資料④ ジェネリック医薬品の利用促進

国は順次目標値を引き上げており、本市も利用促進の取り組みにより利用率が向上しています。
 平成25年4月「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」H30年3月末までに60%以上
 平成27年6月「経済財政運営と改革の基本方針2015」（閣議決定）H29年度に70%以上
 平成29年6月「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）H32年9月までに80%



参考資料⑤ 府内市町村国保のジェネリック医薬品利用状況

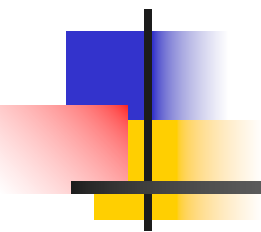
ジェネリック医薬品利用率（平成31年3月）



北摂7市の状況（利用率と順位の変化）

	平成26年8月		平成31年3月	
	利用率	順位	利用率	順位
摂津市	54.1%	2位	76.7%	4位
高槻市	52.9%	3位	77.1%	3位
茨木市	48.9%	13位	71.9%	19位
池田市	46.3%	23位	69.6%	30位
豊中市	45.6%	27位	68.3%	35位
箕面市	45.1%	28位	68.0%	38位
吹田市	44.7%	29位	69.4%	31位

注）大阪府国民健康保険団体連合会資料より（平成31年3月調剤分）

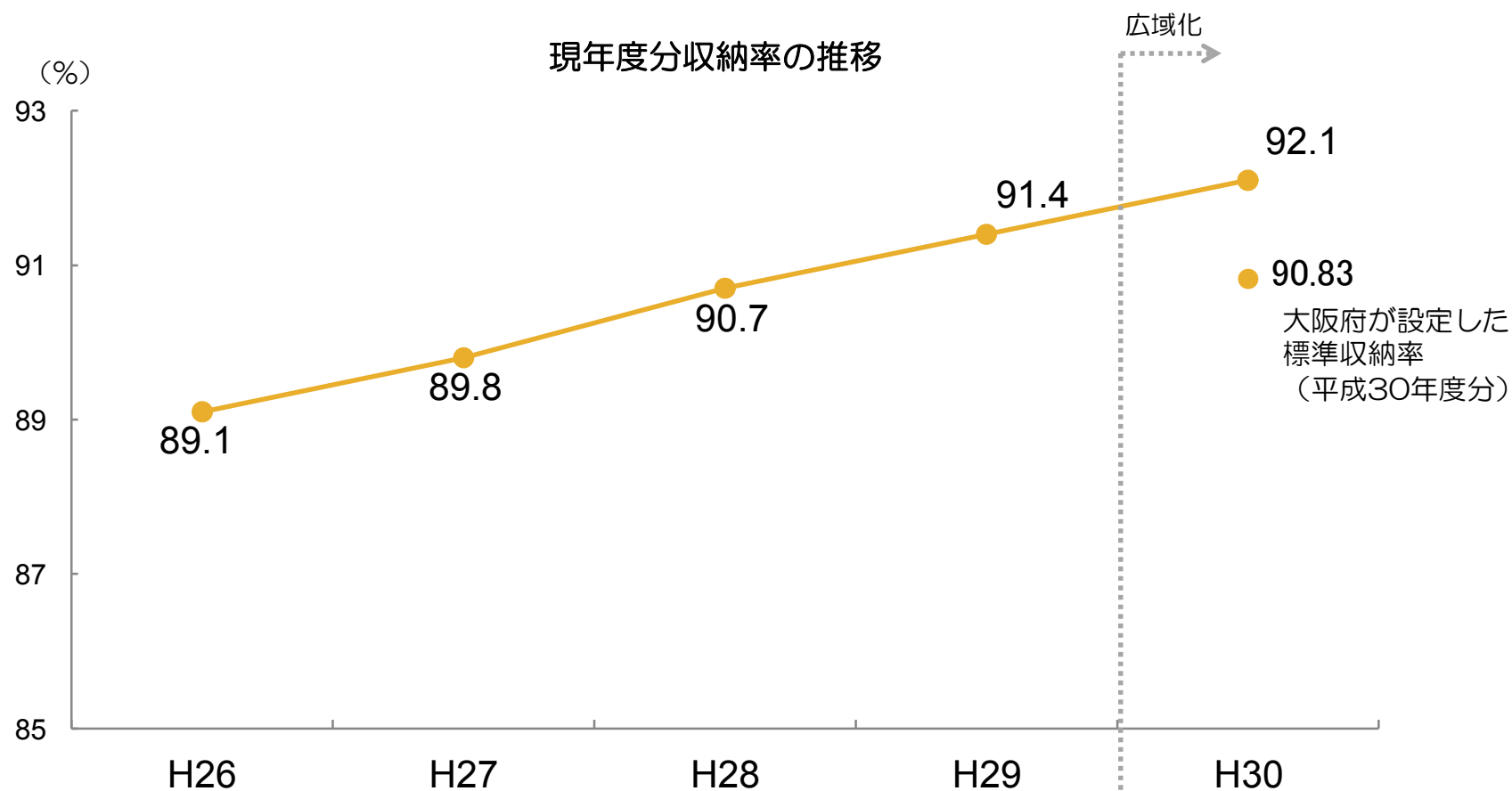


Ⅱ. 収納状況

1.収納状況の推移①（現年度分）

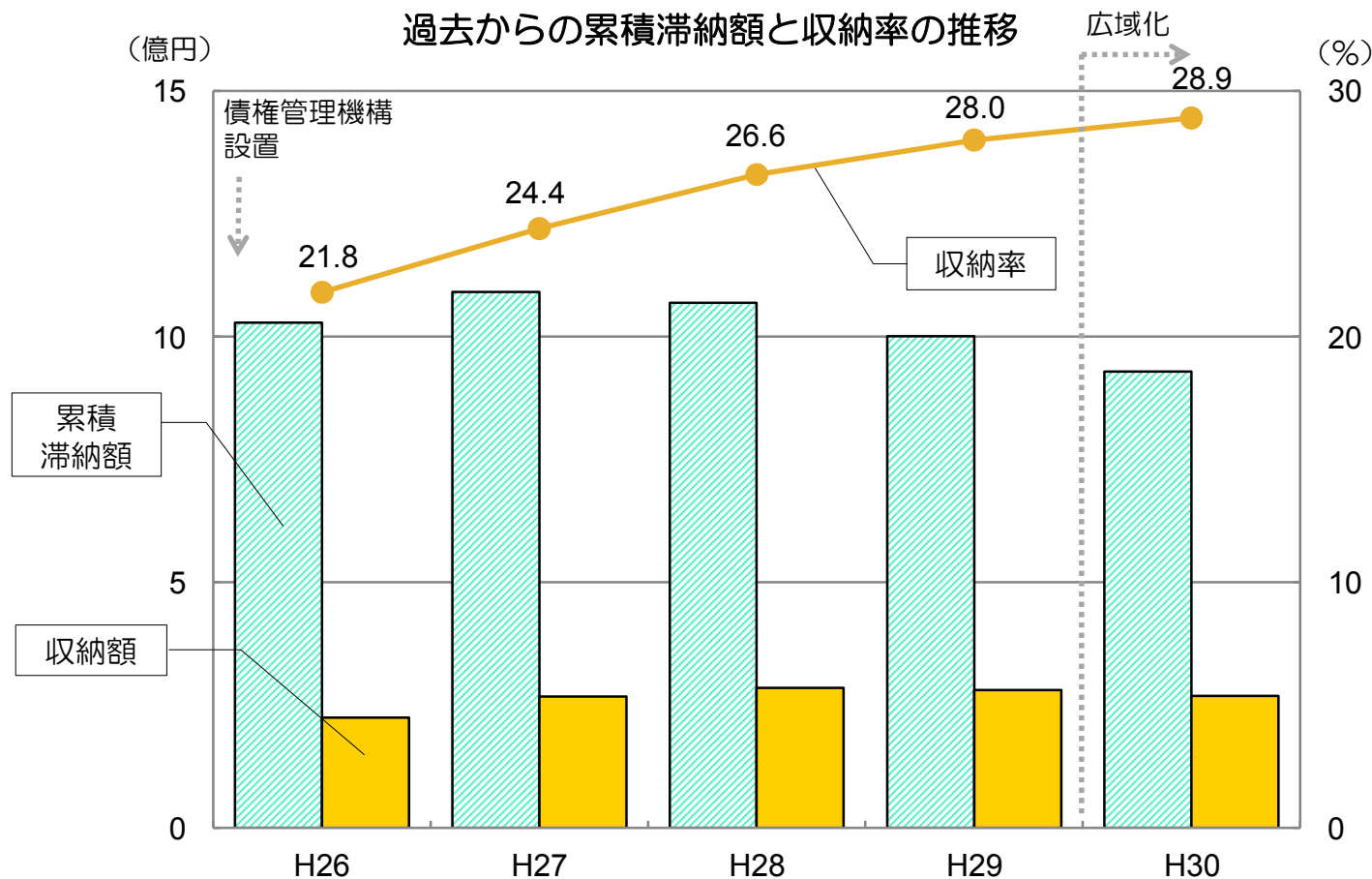
平成30年度に賦課した保険料（現年度分）に対する収納率は、前年度（平成29年度）と比較して、約0.7ポイント向上して92.1%となり、大阪府が設定した標準収納率（※）を約1.3ポイント上回りました。

※収納率が標準収納率（平成30年度は90.83%）を下回ると、府へ納める事業費納付金の原資が確保できなくなるため、それを上回ることが必要



2.収納状況の推移②（過去からの累積滞納分）

- 過去からの累積滞納額は、現年度収納率の向上や、滞納分の収納率が向上したことにより、前年度から71,432千円の減額になりました。
- 累積滞納額が減った中で収納率を上げるのは簡単ではありませんが、平成30年度の累積滞納額（過年度分）に対する収納率は、前年度（平成29年度）と比較して、約0.9ポイント向上しました。



年度	累積滞納額(千円)	
	収納額(千円)	
	収納率(%)	
H26	1,028,189	
	224,616	
	21.8	
H27	1,090,417	
	267,046	
	24.4	
H28	1,068,802	
	285,029	
	26.6	
H29	1,000,245	
	280,277	
	28.0	
H30	928,813	
	268,636	
	28.9	

3.滞納処分の状況

資力があるのに国保料を滞納する世帯に対しては、引き続き厳しい姿勢で臨んでおり、平成30年度に執行した差押などの滞納処分（強制的に徴収すること）の件数は合計178件でした。

○滞納処分の内訳

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
滞納処分合計	54	163	159	186	178
差 押	26	133	136	165	149
①預 貯 金	14	94	89	119	96
②保 険	10	34	44	37	34
③不 動 産	1	2	0	0	1
④国税還付金	1	3	3	9	17
⑤そ の 他	0	0	0	0	1
参加差押 (不動産等)	7	11	7	4	4
交付要求 (裁判所等)	21	19	16	17	25

※債権管理機構を設置した平成26年度から本格的な財産調査を開始し、翌年度から滞納処分件数が急増しています。

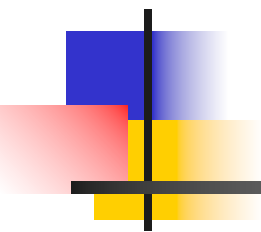
4.執行停止の状況

- ・生活困窮などの事情があって国保料を払えていない世帯には、執行停止（差押などの滞納処分を保留する取扱い）をしており、平成30年度の執行停止件数は31件で13,125千円でした。
- ・なお、執行停止後3年が経過すると未納分の支払い義務がなくなるため、真に困窮している世帯に対する救済措置となります。

○執行停止の内訳

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
財産無し	31	31,935	36	27,573	13	5,055	9	8,481	9	6,864
所在不明	8	978	26	1,219	0	0	2	222	0	0
生活困窮 (生保受給)	56	6,598	47	12,481	28	3,383	22	7,970	22	6,261
合 計	95	39,511	109	41,273	41	8,438	33	16,673	31	13,125

※債権管理機構を設置した平成26年度から積極的に執行停止を行っており、設置後2年間は過去の未処理案件について集中的に執行停止を行ったため、執行停止件数が増加しています。



Ⅲ. 令和元年度 国民健康保険料の状況

1.令和元年度のモデル世帯保険料

平成30年度と令和元年度の保険料の比較

平成30年度保険料率

区分	医療分	後期支援分	介護納付分
所得割	7.86%	2.59%	1.91%
均等割	27,700円	9,200円	13,900円
平等割	26,900円	8,800円	-
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

大阪府事業費納付金に基づく1人当たり保険料 117,320円

令和元年度保険料率

区分	医療分	後期支援分	介護納付分
所得割	8.82%	2.64%	1.78%
均等割	28,500円	9,300円	12,600円
平等割	31,200円	8,700円	-
賦課限度額	610,000円	190,000円	160,000円

大阪府事業費納付金に基づく1人当たり保険料 119,187円

1人世帯(世帯主)

総所得	収入(概算)	平成30年度(1)	令和元年度(2)	差(2)-(1)
33万円	約98万円	25,950円	27,090円	1,140円
200万円	約311万円	292,912円	311,408円	18,496円
400万円	約568万円	540,112円	576,208円	36,096円
600万円	約800万円	787,312円	841,008円	53,696円
800万円	約1,021万円	930,000円	949,126円	19,126円
1,000万円	約1,232万円	930,000円	960,000円	30,000円

2人世帯(世帯主・配偶者)

総所得	収入(概算)	平成30年度(1)	令和元年度(2)	差(2)-(1)
33万円	約98万円	41,190円	42,210円	1,020円
200万円	約311万円	343,712円	361,808円	18,096円
400万円	約568万円	590,912円	626,608円	35,696円
600万円	約800万円	838,112円	891,408円	53,296円
800万円	約1,021万円	930,000円	960,000円	30,000円
1,000万円	約1,232万円	930,000円	960,000円	30,000円

3人世帯(世帯主・配偶者・子ども1人)

総所得	収入(概算)	平成30年度(1)	令和元年度(2)	差(2)-(1)
33万円	約98万円	52,260円	53,550円	1,290円
200万円	約311万円	380,612円	399,608円	18,996円
400万円	約568万円	627,812円	664,408円	36,596円
600万円	約800万円	875,012円	922,414円	47,402円
800万円	約1,021万円	930,000円	960,000円	30,000円
1,000万円	約1,232万円	930,000円	960,000円	30,000円

4人世帯(世帯主・配偶者・子ども2人)

総所得	収入(概算)	平成30年度(1)	令和元年度(2)	差(2)-(1)
33万円	約98万円	63,330円	64,890円	1,560円
200万円	約311万円	375,292円	394,148円	18,856円
400万円	約568万円	664,712円	702,208円	37,496円
600万円	約800万円	906,097円	926,126円	20,029円
800万円	約1,021万円	930,000円	960,000円	30,000円
1,000万円	約1,232万円	930,000円	960,000円	30,000円

2.令和元年度の近隣市モデル世帯保険料

近隣市のモデル世帯保険料の比較

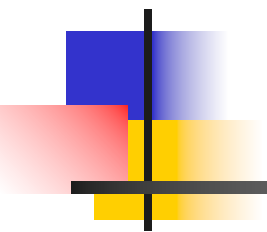
箕面市・豊中市は、激変緩和措置額、過年度収納保険料40%を保険料率設定時に投入、池田市は過年度収納保険料40%のみ投入

1人世帯				
総所得	収入(概算)	箕面市	豊中市	池田市
33万円	約98万円	27,090円	24,290円	26,934円
200万円	約311万円	311,408円	288,054円	335,941円
400万円	約568万円	576,208円	536,054円	630,741円
600万円	約800万円	841,008円	784,054円	920,121円
800万円	約1,021万円	949,126円	960,000円	930,000円
1,000万円	約1,232万円	960,000円	960,000円	930,000円

2人世帯(世帯主・配偶者)				
総所得	収入(概算)	箕面市	豊中市	池田市
33万円	約98万円	42,210円	39,152円	44,361円
200万円	約311万円	361,808円	337,598円	394,037円
400万円	約568万円	626,608円	585,598円	688,837円
600万円	約800万円	891,408円	833,598円	930,000円
800万円	約1,021万円	960,000円	960,000円	930,000円
1,000万円	約1,232万円	960,000円	960,000円	930,000円

3人世帯(世帯主、配偶者、子ども1人)				
総所得	収入(概算)	箕面市	豊中市	池田市
33万円	約98万円	53,550円	49,647円	56,050円
200万円	約311万円	399,608円	372,583円	432,999円
400万円	約568万円	664,408円	620,583円	727,799円
600万円	約800万円	922,414円	868,583円	930,000円
800万円	約1,021万円	960,000円	960,000円	930,000円
1,000万円	約1,232万円	960,000円	960,000円	930,000円

4人世帯(世帯主、配偶者、子ども2人)				
総所得	収入(概算)	箕面市	豊中市	池田市
33万円	約98万円	64,890円	60,142円	67,738円
200万円	約311万円	394,148円	367,465円	426,798円
400万円	約568万円	702,208円	655,568円	766,761円
600万円	約800万円	926,126円	903,568円	930,000円
800万円	約1,021万円	960,000円	960,000円	930,000円
1,000万円	約1,232万円	960,000円	960,000円	930,000円



IV. その他

オンライン資格確認等システムの導入について

健康保険法等が令和元年5月15日に改正され、2020年度(2021年3月目途)から運用を開始

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

令和元年5月15日成立

改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する仕組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. オンライン資格確認の導入**【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)、船員保険法】
 - ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止(告知要求制限)する。(公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日)
- 2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設**【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
(令和元年10月1日)
- 3. NDB、介護DB等の連結解析等**【高確法、介護保険法、健康保険法】
 - ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備(審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等)を行う。(DPCデータベースについても同様の規定を整備。)(令和2年10月1日(一部の規定は令和4年4月1日))
- 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等**【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
 - ・ 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。(令和2年4月1日)
- 5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化**【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
 - (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。(令和2年4月1日)
 - (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。(公布日)
- 6. 審査支払機関の機能の強化**【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
 - (1) 社会保険診療報酬支払基金(支払基金)について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。(令和3年4月1日)
 - (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する(支払基金・国保連共通)。(令和2年10月1日)
 - (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する(支払基金・国保連共通)。
(令和2年10月1日)
- 7. その他**
 - ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消する。【国民健康保険法】(公布日)

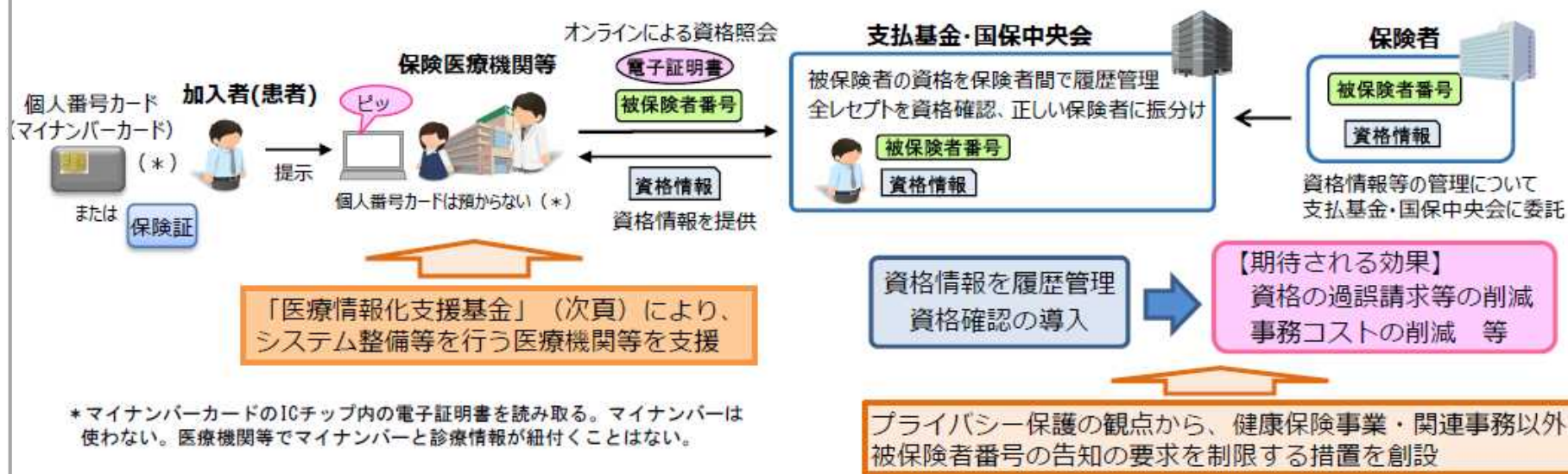
1. オンライン資格確認の導入

(1) オンライン資格確認の導入

- ①保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を導入する。
- ②国、保険者、保険医療機関等の関係者は、個人番号カードによるオンライン資格確認等の手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。
- ③オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局の初期導入経費を補助するため医療情報化支援基金を創設する（次頁参照）。

(2) 被保険者記号・番号の個人単位化、告知要求制限の創設

- ①被保険者記号・番号について、世帯単位にかえて個人単位（被保険者又は被扶養者ごと）に定めることとする。
これにより、保険者を異動しても個々人として資格管理が可能となる。
※ 75才以上の方の被保険者番号は現在も個人単位なので変わらない。
- ②プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。
※ 告知要求制限の内容（基礎年金番号、個人番号にも同様の措置あり）
 - ①健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。
 - ②健康保険事業とこれに関連する事務以外で、業として、被保険者記号・番号の告知を要求する、又はデータベースを構成することを制限する。
これらに違反した場合の勧告・命令、立入検査、罰則を設ける。



2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設

令和元年度予算 300億円

- 技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、令和元年度において、医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援する。
(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の改正。令和元年10月1日施行)

医療情報化支援基金（令和元年度）の対象事業

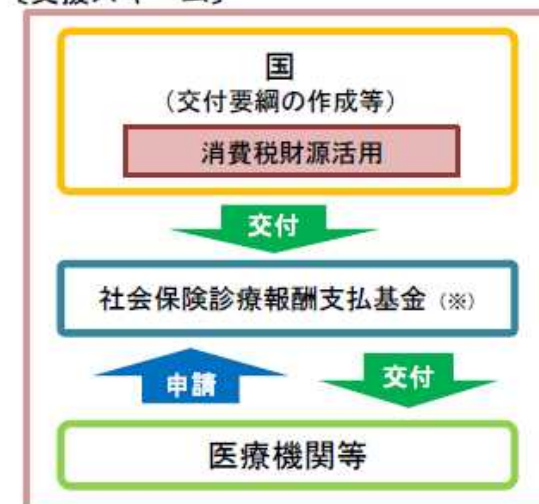
1 オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援

オンライン資格確認を円滑に導入するため、保険医療機関・薬局での初期導入経費（システム整備・改修等）を補助

2 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

国の指定する標準規格を用いて相互に連携可能な電子カルテシステム等を導入する医療機関での初期導入経費を補助

〔支援スキーム〕



※レセプトオンライン化設備整備事業の実績有り
(平成21～22年度)

